

一般社団法人 日本精神科救急学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本精神科救急学会と称する。

2 この法人の英文名は、Japanese Association for Emergency Psychiatry (略称 JAEP) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、精神科救急医療の推進と質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員報告会及び学術総会の開催
- (2) 機関誌その他の印刷物の発行
- (3) 精神科救急医療に関する政策等提言
- (4) その他、前条の目的達成のために必要な事業や活動

(公告方法)

第5条 この法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載してする。

第2章 会員

(会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

この法人の趣旨に賛同し、所定の会費を納め、理事会の承認を得た個人

(2) 団体会員

この法人の趣旨に賛同し、所定の会費を納め、理事会の承認を得た団体
ただし、医師は団体会員の構成員になることができない。

(3) 賛助会員

この法人の趣旨に賛同し、事業を賛助するために、所定の会費を納め、理事会の承認を得た個人又は団体

(4) 名誉会員

この法人の発展に特に功労のあった会員で理事会が推薦し、代議員総会の議決を経て、承認を得た者

(入会)

第7条 この法人に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、

年会費を添えて申し込み、理事会の承認を得て正会員、団体会員又は賛助会員となる。

(会費)

第8条 会員は、代議員総会で定める細則により、区分に応じた会費を支払わなければならない。

(会員の権利)

第9条 会員は、この法人が開催する学術総会及び機関紙において、精神科救急医療に関する自らの考え等を発表することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を3年間滞納したとき

(任意退会)

第11条 退会を希望する会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、若しくはこの法人の目的に反する行為を行ったときは、理事会及び代議員総会における議決を経てその会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第13条 この法人は、会員の氏名(名称)及び住所(所在地)を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

2 会員は、その住所(所在地)に応じて次の地区の何れかに所属するものとする。

- (1) 北海道地区
- (2) 東北地区
- (3) 関東地区
- (4) 中部地区
- (5) 近畿地区
- (6) 中国・四国地区
- (7) 九州・沖縄地区

第3章 代議員

(代議員)

第14条 代議員は、前条第2項の地区ごと、別途定める「代議員選出規定」に従い、正会員の中から選出され理事会において承認される。

2 代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）上の社員とする。

3 代議員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

4 代議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、代議員資格を失う。

(1) 会員の資格を喪失したとき

(2) 連続して2年間、正当な理由なく代議員総会を欠席したとき

(代議員名簿)

第15条 この法人は、代議員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員及び役職)

第16条 この法人には、次の役員及び役職を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 3名以内

(3) 理事 各地区2名以上

(4) 監事 2名

(5) 学術総会大会長 各年度1名

(選出)

第17条 役員を選出は、次のようにして行う。

(1) 理事は、代議員の中から別途定める「理事選出規定」に従い、代議員総会の普通決議により選出される。

(2) 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出される。

(3) 監事は、代議員総会の普通決議により正会員の中から選出される。

(4) 学術総会大会長（以下「大会長」という。）は、理事会が正会員の中から推薦し、代議員総会で選出される。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 大会長の任期は、指定年度の前年度の学術総会終結の日の翌日から、指定年度の学術総会終結の日までとする。

(理事長及び副理事長)

第19条 この法人の代表理事は、理事長とし、この法人を代表する。

- 2 この法人の業務を執行する理事は、前号のほか副理事長とする。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
(監事)
- 第20条 監事は、一般社団・財団法人法第99条乃至第104条の職務を行い、これを代議員総会及び会員報告会に報告する。このため監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
(大会長)
- 第21条 大会長は、指定年度中に行われる学術総会を主催する。
(役員報酬)
- 第22条 理事及び監事は、無報酬とする。

第5章 会議及び委員会

(会議)

第23条 この法人には、会務を議するために次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 代議員総会
- (3) 会員報告会
- (4) 学術総会
- (5) その他、理事会で必要と認めるもの

(委員会)

第24条 この法人には、理事会の決議を経て委員会を設置することができる。各種委員会については別に定める。

(議事録)

第25条 委員会の議事については議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、これを主たる事務所に保管する。

第6章 理事会

第26条 この法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度ごとに3回開催し、うち1回は事業年度開始から2箇月以内に開催し、そのうち2回の理事会は、4箇月を超える間隔を置いて開催する。
- 3 理事長及び副理事長は、前項の通常理事会において自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 代議員選挙実施年に代議員を選出するとき

(4) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第27条 理事長は、前条第4項第2号及び第4号に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内に、14日以内の日を会日とする臨時理事会の招集通知を発しなければならない。

2 理事会を開催するには、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が事故により理事会に出席できない場合、あるいは出席したにもかかわらず議長の職務を行ない得ない場合は、副理事長がこれにあたる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、理事長及び監事が署名又は記名押印する。

第7章 代議員総会

(代議員総会)

第31条 代議員総会は、代議員をもって構成し、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。この法人の代議員総会は、定時代議員総会及び臨時代議員総会の2種とする。定時代議員総会は、会員報告会の前にその開催地において開催する。

2 定時代議員総会は、以下の事項を審議し、承認を求め、会員報告会に報告する。

- (1) 前年度の事業及び会計報告
- (2) 次年度の事業計画及び予算
- (3) その他の必要事項

3 臨時代議員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

4 名誉会員は、代議員総会に出席し、意見を述べることができる。

(招集)

第32条 代議員総会は、理事会決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日とする臨時代議員総会の招集通知を発しなければならない。

3 代議員総会を開催するときは、会日より2週間前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各代議員に対して通知を発しなければならない。

(決議)

第33条 代議員総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員数の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数で決する。ただし、代議員総会に出席しない代議員は、書面によって議決権を行使することができる。

2 議決が可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(議決権)

第34条 代議員総会において、各代議員は前条第2項の場合を除き、各1個の議決権を有する。

(議長)

第35条 代議員総会の議長は理事長とする。

(議事録)

第36条 代議員総会の議事については議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び代議員総会にて指名した理事2名並びに出席した監事が署名又は記名押印する。

第8章 会員報告会

第37条 会員報告会は、毎年度1回、学術総会開催日に合わせて開催し、会員に対して次の各号に掲げる項目を報告する。

- (1) 前年度の事業及び会計報告
- (2) 次年度の事業計画及び予算
- (3) その他の必要事項

(招集及び議長)

第38条 会員報告会は、理事長が招集する。

2 会員報告会の議長は、理事長とする。

第9章 学術総会

第39条 学術総会は、毎年度1回、大会長が開催する。

2 学術総会の実施事項は、当該年度の大会長が作成し、理事会の承認を得て実施する。

第10章 計算

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
(計算書類)

第41条 この法人の予算は、代議員総会の議決を経て定める。

2 理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経た後、定時代議員総会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)、(2)及び(4)の各書類については承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(3) 事業報告書

(4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(剰余金の処分制限)

第42条 この法人は、会員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第11章 定款変更、合併及び解散等

(定款変更)

第43条 この法人の定款は、代議員総会において総代議員数の半数以上であって、総代議員の議決数の3分の2以上の議決により、改訂することができる。

(合併等)

第44条 この法人は、代議員総会において総代議員数の半数以上であって、総代議員の議決数の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第45条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号乃至第7号までに規定する事由によるほか、代議員総会において、総代議員数の半数以上であって、総代議員の議決数の3分の2以上の議決により、解散することができる。

(残余財産の分配)

第46条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、各代議員に分配しない。

2 前項の場合、この法人の残余財産は、国又は地方公共団体、この法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に寄付するものとする。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第47条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成31年3月31日とする。

(設立時における旧会員等の取り扱い)

任意団体である日本精神科救急学会（以下「旧学会」という。）の会員、評議員、役員及び資産等の設立時における取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 平成30年4月1日現在において、旧学会の会員を継続する者は、同年4月2日の一般社団法人日本精神科救急学会の設立登記を条件に、旧学会の規定と同様の種別により、以後、この法人の会員となる。
- (2) 旧学会の評議員はこの法人において代議員となり、その任期は第14条第3項の規定にかかわらず、旧学会からの就任期間を通算し、平成30年度に開催する次期役員改選の臨時理事会で新代議員が選出されるまでとする。
- (3) 旧学会の役員はこの法人の役員となり、その任期は、第18条の規定にかかわらず、旧学会からの就任期間を通算し、平成30年度に開催する次期役員改選の代議員総会で新役員が選出されるまでとする。
- (4) 旧学会に属していた一切の財産及び権利義務等は、この法人が継承する。

この定款は、平成30年4月2日から施行する。